

タイトル	フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説 - 1867年法から1913年法までの判例・学説の検討 -
著者	堀井, 拓也; HORII, Takuya
引用	北海学園大学法学研究, 58(3): 35-63
発行日	2022-12-30

論 説

フランス法における「組織体としての株主総会」と  
その理論的基礎・序説  
— 1867年法から1913年法までの判例・学説の検討 —

堀 井 拓 也

I 序論

- 1 ソシエテ《société》の法的性質：「契約」と「制度」
- 2 「組織体としての株主総会」を支える理論的基礎
- 3 検討の順序

II 契約法の論理の確立：1867年法から1880年代までの展開

- 1 序説
- 2 1867年法から1870年代における学説・判例の展開
- 3 1880年代の判例・学説の展開
- 4 小括

III 契約法の論理の変容：破毀院民事部1892年5月30日判決から1913年法まで

- 1 本質的基礎理論の確立と変容
- 2 Thallerの株主総会理論
- 3 小括

IV まとめ

I 序論

1 ソシエテ《société》の法的性質：「契約」と「制度」

現行のフランス民法典1832条1項は、ソシエテ《société》——わが国の商法学では一般に「会社」と翻訳される<sup>1</sup>——を次のように定義する<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 商法学の研究では「会社」（例えば、加藤徹ほか「〈翻訳〉フランス会社法・補遺（1）」法と政治71巻4号（2021年）105、106頁）と訳され、民法学の研究では「組合」（例えば、中原太郎「フランスにおける「組織型契約」論の動向」河上正二＝大澤彩編『廣瀬久和先生古稀記念・人間の尊厳と法の役割』（信山社、2018年）73、75頁。中原論文は「組合」と「会社」を包含する概念であることに言及する）と訳さ

ソシエテは、当該ソシエテから生じる利益を分配し、または経済負担の軽減を享受するために財産または労務を共同の事業に付与するという契約により合意する二人またはそれ以上の者により設立される。

《*La société est instituée par deux ou plusieurs personnes qui conviennent par un contrat d'affecter à une entreprise commune des biens ou leur industrie en vue de partager le bénéfice ou de profiter de l'économie qui pourra en résulter.*》

上記の規定からも明らかなように、ソシエテは契約《*contrat*》<sup>3</sup>である。1804年のフランス民法典の成立以来現行法に至るまで、ソシエテは、契約の一つとして位置づけられてきた。株主会社《*société anonyme*》も、商法典の規定と併せて、民法典のソシエテの規定が適用されることになる。株式会社も契約を基礎とする法的な仕組みとして位置付けられることになる<sup>4</sup>。

以上の「契約」としての法的性質と対置されるように<sup>5</sup>、ソシエテ・株式会社には、制度《*institution*》<sup>6</sup>としての（法的）性質があると理解されている<sup>7</sup>。よく知られているように、フランス法学における「制度」の理

---

れることが多い。フランス法における《*société*》という語をどのように翻訳すべきかは難問である。山本桂一『フランス企業法序説』（東京大学出版会、1969年）8頁、石川真衣「フランス株式会社法における「ソシエテ契約（*contrat de société*）」概念の意義（1）」早稲田法学95巻1号（2019年）127頁注（2）を参照。

<sup>2</sup> 以下の現行民法典1832条の翻訳は、石川・前掲注（1）136頁注（16）による。本論文は近時の研究である石川・前掲注（1）論文の表現方法に倣い、民法典が規定する《*société*》の規定について言及する際には「ソシエテ」の語を、商法典が規定する《*société anonyme*》について言及する際には「株式会社」の語をそれぞれ当てることにした（本稿注1も参照）。

<sup>3</sup> 《*contrat*》を「契約」と翻訳することについて、山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）123頁（「債務関係の発生、消滅、変更を目的とする複数者の意思の合致に基づく \**convention* のうち、その発生を目的とするもの」と説明する）。

<sup>4</sup> 石川・前掲注（1）126頁参照

<sup>5</sup> V. P. Le CANNU et B. DONDERO, *Droit des sociétés* 9<sup>e</sup> éd., LGDJ, 2022, n<sup>os</sup> 272-273, pp. 213-214.

<sup>6</sup> 《*institution*》を「制度」と翻訳することについて、山口編・前掲注（3）295-296頁（Hauriouの制度理論に関する説明がある）。

念（概念）の確立は、公法学者 Maurice Hauriou の一連の研究によるところが大きい<sup>8</sup>。Hauriou の理論枠組みを簡潔で言い表すことは難しいが、先行研究の表現を借りれば、「社会に実在する「制度」に法の根柢に求め、「制度」の動態の内に事実から法規範への変容を見出そうとする思考であり、法が何故に法たり得るのかという根源的な問題を、歴史的に形成された社会的現象たる「制度」概念の考察によって解明しようとする試み<sup>9</sup>と説明される。Hauriou の議論は「法人理論としての制度理論」<sup>10</sup>であるともいわれる。制度理論・法人理論によって、ソシエテ・株式会社における個人のそれとは異なる、これを構成員や機関の意思（決定）を理論的に基礎付けることができる<sup>11</sup>。Hauriou の理論は、1930 年代に株式会社法に 응용され<sup>12</sup>、現在の会社法学においては、株式会社の

<sup>7</sup> 例えば、Le CANNU et DONDERO supra note 5, n<sup>o</sup> 276, p. 215 は、民法典 1832 条第 1 項《la société est *instituée* par un *contrat*...》を引用し、立法者は理論的に中立的であると論じる。「契約」と「制度」という法的性質は必ずしも対立するものではなく、現在の会社法の概説書・体系書においては、ソシエテ・株式会社の法的性質として「契約」としての側面と「制度」としての側面があることが併記されることが一般的である。

<sup>8</sup> Hauriou の経歴と業績一般について、磯部力「オーリウ」伊藤正己『法学者 人と作品』（日本評論社、1985 年）123 頁以下を参照。

<sup>9</sup> 橋本博之『行政法学と行政判例——モーリス・オーリウ行政法学の研究』（有斐閣、1998 年）7 頁。

<sup>10</sup> 石川健治『自由と特権の距離 [増補版]——カール・シュミット「制度体保障」論・再考』（日本評論社、2007 年）188 頁。

<sup>11</sup> 制度理論（法人理論）によって、ソシエテ・株式会社の機関の階層、機関の構造や権限分配、資本多数決制度といった会社法のルールを整合的に説明することができる。A.-L. CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, Les abus de majorité, de minorité et d'égalité, Dalloz, 2010, n<sup>o</sup> 308, p. 224. また、山本桂一「フランス第三共和政における各種法律の諸相」山本桂一編『フランス第三共和政の研究——その法律・政治・歴史——』（有信堂、1966 年）419-420 頁を参照。

<sup>12</sup> 先駆的研究として、E. GAILLARD, La société anonyme de demain: La théorie institutionnelle et le fonctionnement de la société anonyme, 2<sup>e</sup> éd., Sirey, 1933 を挙げなければならない。同書における Gaillard の議論については、石川真衣「フランスにおける株式会社の成立と展開（4・完）」早稲田大学大学院法研論集 153 号（2015 年）33 頁以下が簡潔な紹介をしている。「契約」から「制度」という記述も Gaillard の分析（V. GAILLARD, supra note 12, p. 22）に依拠するものである。Gaillard の議論の詳細とその後の展開については他日に期したい。

法的性質として、「契約」であることに加えて、「制度」としての性質があることが定着している<sup>13</sup>。フランス会社法では、様々な場面でソシエテの利益《*intérêt social*》<sup>14</sup>を充足する否かが適法性の基準となるが、制度理論と関連づけられて説明されることもある<sup>15・16</sup>。

## 2 「組織体としての株主総会」を支える理論的基礎

「契約」と「制度」という概念・分析の枠組みは、ソシエテ・株式会社の法的性質としてだけではなく、様々な会社法上の議論で言及される。本稿は「契約」から「制度」へとその理論的基礎が変容していったといわれる<sup>17</sup>、フランス法における「組織体としての株主総会」<sup>18</sup>の問題を取り上げる。本稿は、その序論的考察として、定款変更にかかる株主総会決議の要件を明らかにした1867年7月24日の法律（以下では「1867年法」とする）から、株主総会に定款変更権限が帰属することが明確となった1913年11月22日の法律（以下では「1913年法」とする）までの「組織体としての株主総会」をめぐる議論——今日の資本多数決濫用の問

<sup>13</sup> V. Le CANNU et DONDERO, *supra* note 5, n<sup>os</sup> 268-278, pp. 211-217.

<sup>14</sup> 破毀院商事部1961年4月18日(Cass. com., 18 avril 1961, Bull. civ. III, n<sup>o</sup> 175)は、わが国における資本多数決濫用の問題に相当する《abus de majorité》の判断枠組み・定式を明らかにした破毀院判例として位置付けられる。CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, *supra* note 11, n<sup>o</sup> 237, p. 177.

<sup>15</sup> ソシエテの利益概念は、様々な根拠となる理論と関連づけられる。V. CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, *supra* note 11, n<sup>o</sup> 303 s., p. 221 s.

<sup>16</sup> Hauriouの法人理論については様々な問題意識から多くの先行研究が存在する。近時の代表的な研究として、石川・前掲注(10)178頁以下、高村学人『アソシオンへの自由〈共和国〉の論理』(勁草書房、2007年)223頁以下、小島慎司『制度と自由——モーリス・オーリウによる修道会教育規制法律批判をめぐって』(岩波書店、2013年)186頁以下を参照。

<sup>17</sup> GAILLARD, *supra* note 12, p. 22; CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, *supra* note 11, n<sup>o</sup> 236, pp. 175-177; F. GARNIER, *Histoires du droit commercial*, Economica, 2020, pp. 330-332.

<sup>18</sup> 「組織体としての株主総会」と「会議体として株主総会」と分類して株主総会制度を把握する議論は、松井秀征『株主総会の基礎理論』(有斐閣、2010年)5頁による。同書は、「株主の議決権の意義や株主総会への権限分配」(同4頁)を「組織体としての株主総会」の問題であるとする。近時の検討である久保田安彦「組織体としての株主総会」商事法務2303号(2022年)54頁以下はこのような分析の枠組みを援用し、わが国の会社法の「組織体としての株主総会」の問題を再検討する。

フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説  
題<sup>19</sup>に連なる議論——取り上げる<sup>20</sup>。この時代のフランス法における「株  
主総会制度を支える基本的な考え方の変化」<sup>21</sup>にフォーカスをし、これ  
を検討していこうというものである。

本稿の取り上げるフランス法における「組織体としての株主総会」を  
めぐる判例・学説・立法の展開については、既に優れた先行研究が存在  
する<sup>22</sup>。しかしながら、「組織体としての株主総会」の背後にある考え方

<sup>19</sup> フランス会社法における資本多数決濫用の問題は、多数派株主（支配株主）が株  
主総会決議を通じて私的利益を追及した場合の問題である《abus de majorité》だけ  
ではなく（《abus de majorité》が裁判所によって認められると、当該株主総会決議  
は無効《nullité》（「無効」と翻訳することについて、山口編・前掲注（3）29頁。  
また、齋藤哲志『フランス法における返還請求の諸法理——原状回復と不当利得』  
（有斐閣、2016年）182頁注71も参照）というサンクション《sanction》が課される  
ことになる。フランス会社法における無効《nullité》概念について、石川真衣「株  
主総会決議の瑕疵をめぐる問題に関するフランスの近時の動向」神田秀樹責任編集  
『企業法制の将来展望——資本市場制度の改革への提言——2021年度版』（財経詳  
報社、2021年）383頁以下を参照）、本来可決されるべき株主総会決議が濫用的な議  
決権《veto》の行使によって頓挫したこと問題となる、《abus de minorité》と《abus  
de égalité》（両者を併せて《abus négatif》という用語が定着している。V.  
CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, supra note 11, n° 23, pp. 20-21）の問題にも  
及ぶものである。

<sup>20</sup> 近時の論者である Champetier de Ribes-Justeau は、1913年法以降の資本多数決  
濫用にかかる判例法理についても、「契約」の論理から「制度」の論理へと移り変  
わっていったこと、そして先に言及した多数派の濫用の要件（判断枠組み）を明ら  
かにした破毀院商事部1961年4月18日判決には「契約」の論理と「制度」の論理  
が併存していることを論じる（CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, supra note 11,  
n° 236-237, pp. 175-177）。以上の記述の検証は、序論的検討と位置付けられる本稿  
を踏まえた今後の検討課題となる。

<sup>21</sup> 以上の表現は、松井秀征「株主総会制度を支える基本的な考え方の変化」ディス  
クロージャー&IR 8号（2019年）173頁による。

<sup>22</sup> 本稿が取り上げる時代の判例・学説の展開を取り扱う代表的な先行研究として、  
豊崎光衛「株式会社における多数決の濫用（三）」法学協会雑誌58巻3号（1940年）  
330頁以下、龍田節「資本多数決の濫用とフランス法」法学論叢66巻1号（1959  
年）31頁以下、山本・前掲注（11）410頁以下、神田秀樹「資本多数決と株主間の  
利害調整（3）」法学協会雑誌98巻10号（1981年）62頁以下（特に105頁以下）、  
鳥山恭一「フランス株式会社法における資本多数決原則の形成と展開」早稲田法学  
59巻1・2・3号（1984年）97頁以下、石川真衣「フランス株式会社法と会社契約  
理論」早稲田大学審査学位論文（博士）（2016年）342頁以下、小倉健裕「フランス

に着目をして判例・学説の展開を整理・検討しているものはほとんどない<sup>23</sup>。本稿は、わが国におけるフランス会社法研究を補うとともに、1913年法以降のフランス法における資本多数決濫用の問題——株主の議決権行使の限界——を検討するための予備的研究として位置付けられる。

### 3 検討の順序

本稿は以下の順序・内容で検討を進める。

まずⅡでは、1804年の民法典成立および1807年の商法典成立から1880年代までの判例・学説の展開をみていく。この時期の法は株主総会の権限を明確ではなかったところ、契約法の論理——ソシエテ契約の本質的内容に関わる変更はできないとする判断枠組み——に基づいて現在の資本多数決濫用に相当する問題へアプローチしている。学説における議論や裁判例を補うことによって、契約法の論理によって株主間の利害調整を図ってきた（株主総会決議の効力を否定してきた）ことを示す。

Ⅲでは、フランス会社法において「制度」として把握する最初の一步を踏み出したといわれる<sup>24</sup>、破毀院民事部1892年5月30日判決から、株主総会の定款変更権限を明確なものとした1913年11月22日の法律までの判例・学説の展開をみていく。1880年代までに形成された契約法の論理を基礎としながらも、上記破毀院判決を契機に議決権を行使する株主の目的や動機といった主観的な面に着目するアプローチが採られるようになるとともに、問題となった株主総会決議がその利益《*intérêt société*》に反するものであるか否かという観点から決議の内容が審査されるようになる。また、学説においても、当時を代表する商法学者であるThallerによって、ドイツ法学に影響を受けた新たな株主総会理論が示され、大きな影響を及ぼした。Ⅲでは、以上の契約法の論理が変容していく過程——「制度」的な理解の萌芽——をみていく。

---

株式会社法における新株発行規制と株主の権利の確保 早稲田大学審査学位論文（博士）（2019年）20頁以下がある。

<sup>23</sup> 山本・前掲注（11）は、第三共和政の進行「株式会社の契約的見解の否定——定款変更の可能性の承認」（同419頁）と題し、第三共和政の進行につれて「株式会社の契約的見解を修正する思考様式」（同419頁）が現れるようになった過程を素描する。本稿は、このような山本論文の問題意識を継承するものである。

<sup>24</sup> CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, *supra* note 11, n<sup>o</sup> 307, p. 223.

IVはまとめである。

## II 契約法の論理の確立：1867年法から1880年代までの展開<sup>25</sup>

### 1 序説

1804年のフランス民法典成立以来、ソシエテ《société》は、その出資者であり構成員である（複数の）アソシエ《associés》<sup>26</sup>によって締結された民法典上の契約《contrat》の1つとして規律されてきた（民法典1832条以下）<sup>27</sup>。ソシエテの契約内容と位置付けられる定款の変更には、その当事者（株式会社においてはそのアソシエである株主）全員の合意（一致）を要求する当時の民法典1134条（現在の民法典1103条・1193条）が適用されることになる<sup>28</sup>。

もっとも、株主の数が増え会社の規模が大きくなると、その実現に定款変更が必要な会社の行為<sup>29</sup>について、常に株主全員の同意を要求する

<sup>25</sup> フランス民法典（1804年）およびフランス商法典（1807年）の制定から、破毀院民事部1892年5月30日判決までの判例・学説・立法に関しては、小倉・前掲注（22）20頁以下が資本増加（資金調達）権限の観点から文献を網羅的に引用して検討を行っている。本稿IIの検討は、小倉・前掲注（22）が引用しているものの、同論文において必ずしも十分には取り上げられていない判例・学説にも注目するものである。

<sup>26</sup> 《associé》はソシエテの「社員」と理解されているが（山口編・前掲注（3）40頁）、前述の「ソシエテ」の表記と同様に、本稿では近時の研究である石川・前掲注（1）の表現に倣い、「アソシエ」と表記することにする。

<sup>27</sup> 1804年フランス民法典1832条 ソシエテは、2人またはそれ以上の者がソシエテから生じうる利益（利潤）を分け合うために何か共同のものとするを合意する契約である。

以上の翻訳は石川・前掲注（1）134頁による。1804年フランス民法典におけるソシエテ（契約）の意義については、同133頁以下が詳細な検討を加えている。

<sup>28</sup> C. BALLOT, De la limite légale du pouvoir des assemblées générales en matière de sociétés civiles et commerciales, *Revue pratique de droit français* t. 6, 1858, p. 118. いわゆるアンシャン・レジーム期から19世紀中盤（1867年法制定以前）までの資本多数決原則と株主の議決権に関しては、鳥山・前掲注（22）88-97頁を参照。また、1807年の商法典における株式会社の位置付けについては小倉・前掲注（22）20-24頁を参照。

<sup>29</sup> 小倉・前掲注（22）21頁参照。



ことが現実的ではないことはいうまでもない<sup>30</sup>。そこで、実務上は株主全員の同意がなくとも迅速な変更ができるように、いかなる内容の定款変更を株主総会決議によってできるかを定款に明示することによって対応してきたとされる<sup>31</sup>。

以上のような実務的な取り扱いを前提としつつ<sup>32</sup>、1867年法<sup>33</sup>は株式会社の設立に準則主義を採用するとともに、株式会社における定款変更にかかる株主総会決議の要件を明らかにした（同法31条）。すなわち、定款変更に関する株主総会決議は、「会社資本の少なくとも半分を代表する株主から構成されたものでないかぎり」<sup>34</sup>有効なものとはならないとする規定である。もっとも、1867年法31条の規定は、定款変更にかかる株主総会の定足数と決議要件を規定していることは明らかであるものの、いかなる内容の定款変更について本条が適用されるのか、すなわち株主総会の権限が必ずしも明らかではなかった。そのため、学説・裁判例において、1867年法31条のもと、いかなる範囲で定款変更を行うことができるのか、すなわち、株主総会の権限をめぐって議論が生じるようになった<sup>35</sup>。現在の資本多数決濫用の問題に連なる議論である。

<sup>30</sup> 山本・前掲注(11)417頁、神田・前掲注(22)108頁、小倉・前掲注(22)21頁参照。

<sup>31</sup> 当時の定款の規定について、BALLOT, *supra* note 28, pp. 109–110. 民法典および商法典の成立から1850年代までの判例・学説の展開については、小倉・前掲注(22)20–24頁が詳細な検討を加えている。また、1807年の商法典の制定から1867年法までの株主の議決権と株主総会制度について、A. LEFEBVRE-TEILLARD, *La société anonyme au XIX e siècle*, PUF, 1985, p. 167 et s.

<sup>32</sup> 小倉・前掲注(22)24頁は、「商法典のもとでの成果は引き継がれたのか」という問題設定のもと、「1807年商法典のもとで、株式会社では定款変更の決定は株主総会の多数決に委ねることが適切であることが、少なくとも実務において発見されるに至っていたのだ。この成果を、1867年7月24日の法律の立法者もまた把握していたようである」と分析する。

<sup>33</sup> 1867年法全般について、V. LEFEBVRE-TEILLARD, *supra* note 31, pp. 419 et s.; F. GARNIER, *Histoires du droit commercial*, Economica, 2020, pp. 320 et s.

<sup>34</sup> 以上の翻訳は小倉・前掲注(22)24頁による。

<sup>35</sup> 学説の対立について、A. BOSVIEUX, *De l'organisation et des pouvoirs de l'assemblée Générale extraordinaire des actionnaires sous le régime de la loi du 1<sup>er</sup> mai 1930*, Sirey, 1933, n<sup>o</sup> 7 p. 17; 小倉・前掲注(22)24–26頁などを参照。

## 2 1867年法から1870年代における学説・判例の展開<sup>36</sup>

### (1) ソシエテ契約における本質の重視

1867年法31条の適用範囲について、同法の立法者の一人であるMathieuは定款変更権限の範囲について法は何ら制限をしておらず、株主総会決議によって、いかなる定款変更もできるとしている<sup>37</sup>。このような立場によれば、株主総会は全能な機関と位置付けられる<sup>38</sup>。これは現実的な必要性から正当化されることになる<sup>39</sup>。他方で、学説の多数は、以上の立法者の説明とは異なり、「定款は、契約の条項の集成であり」「定款は全員一致でないと変更できない」<sup>40</sup>ことが原則であるとしていた<sup>41</sup>。

裁判例はどうか。1867年法改正後まもない時期の裁判例である、パリ控訴院1869年5月20日判決<sup>42</sup>は、その本質にまで及ぶ株主総会の決定(定款変更)は無効としなければならないとする<sup>43</sup>。また、リヨン控訴院

<sup>36</sup> 1840年代から1880年代までの裁判例の分析については、Ch. HOUPIN, Organisation, competence et pouvoirs des assemblées générales extraordinaires (Art. 31, loi du 24 juillet 1867), Journal des sociétés, 1880, p. 538 et s.; A. WAHL, Pouvoirs des assemblées générales extraordinaires au point de vue de la modification des statuts, Journal des sociétés, 1900, p. 193 et s. 本稿が取り上げる1867年法から1880年代に至るまでの裁判例もこれらの先行研究を参照している。

<sup>37</sup> A. MATHIEU et A. BOURGUIGNAT, Commentaire de la loi sur les sociétés du 24-29 Juillet 1867, Cosse, Marchal et Cie, 1868, n° 202, p. 178. Bosvieuxは、Mathieuに代表されるアプローチを《corporative》と呼び、伝統的な《contractuelle》なアプローチと対照的な考え方として位置付ける。BOSVIEUX, supra note 35, n° 7, p. 17.

<sup>38</sup> R. DAVID, La protection des minorités dans les sociétés par actions, Sirey, 1929, n° 19, p. 21.

<sup>39</sup> Mathieuは「この厳格さは不可能に直面するであろうから、現実の必要のために譲歩しなければならない」と論じる(MATHIEU et BOURGUIGNAT, supra note 37, p. 366. 以上の翻訳は小倉・前掲注(22)25頁による)。

<sup>40</sup> 以上の表現は山本・前掲注(11)413頁による。

<sup>41</sup> このような学説が多数であったことについて、小倉・前掲注(22)25頁注19を参照。1880年代の学説については、本稿Ⅱ・3(1)で言及する。

<sup>42</sup> CA Paris, 20 mai 1869, DP. 1870. II. p. 12.

<sup>43</sup> DAVID, supra note 38, n° 18, p. 21は、パリ控訴院1868年8月1日判決(CA Paris, 1er août 1868, DP. 1869. II. p. 65)および本文で言及したパリ控訴院1869年5月20日判決(前掲注(42))の2件の裁判例を、定款の内容に二元性を見出した裁判例として引用する。

1870年1月9日判決<sup>44</sup>も、定款の変更には原則として株主全員の同意が必要であることを示す。以下では、この時期の代表的な裁判例であるパリ控訴院1875年4月19日判決をみておく。

## 〔Ⅱ—1〕パリ控訴院1875年4月19日判決<sup>45</sup>

**【事実】** Y株式会社は1875年3月2日の株主総会において、新たに株式を発行して資本を倍増する定款変更を決議した。これによって発行される新株式の数は既存の株式よりも多く、しかも優先的に配当を受けることになるというものであった。Y社の株主の1人が当該株主総会決議の無効を訴えた。原審は当該決議の無効を認めた（詳細は不明）。

**【判旨】** 控訴院は、ソシエテ契約の本質を損なうような、その根本的な基礎を変更するものであってはならないとして、本件のような新株主にとって有利な内容となる（既存株主にとって不利な内容となる）株式発行は株主総会の権限を越えるものであり、決議は適法な定款の変更ではなく、本質的条件の侵害であるとし（変更には株主全員の一致が必要）、本件株主総会決議を無効とした。

## （2）Hamer 検察官の議論

### ①序説

パリ控訴院1875年4月19日判決には、検察官<sup>46</sup>《*avocat général*》であるHamerによる意見<sup>47</sup>が<sup>48</sup>付されている。Hamerの議論は、その後のフランスにおける研究においてもしばしば言及され<sup>49</sup>、参照する価値

<sup>44</sup> CA Lyon, 9 janvier 1870, S. 1870. II. p. 235.

<sup>45</sup> CA Paris, 19 avril 1875, DP 1875. II. p. 161.

<sup>46</sup> 《*avocat général*》は、「検事」（山口編・前掲注（3）50頁）あるいは「検察官」（山本和彦『フランスの司法』（有斐閣、1995年）130-131頁）と訳される。わが国とは異なり、「検察官は（民事事件においても）必ず全事件について意見を表明し、判例形成に大きな役割を果す」（以上は、破毀院検察官に関する記述である。山本・前掲注（46）131頁）と説明される。

<sup>47</sup> 《*conclusion*》を「意見」と翻訳することについて、山口編・前掲注（3）103頁。

<sup>48</sup> CA Paris, 19 avril 1875 S. 1876. II. p. 113 et les conclusions de l'avocat général HAMER.

<sup>49</sup> 例えば、DAVID, *supra* note 38, n° 20, pp. 22-23. もっとも、わが国における先行研究では十分に検討されているとはいえない。

フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説があるものと考えられる。以下ではその内容を詳しくみていくことにする。

## ②1867年法31条の意義

先にみたように1867年法の立法者 Mathieu は、定款によって明示的な制限がない場合、1867年法31条は株主総会に絶対的な定款変更権限を与えたものであると説明していた<sup>50</sup>。Hamer は、このような説明に対して、株主総会の絶対性と多数派の専横を認めるものであるとして批判的である<sup>51</sup>。Hamer は、1867年法31条は有限責任会社《société à responsabilité limitée》<sup>52</sup>に関する1863年5月23日の法律の14条の規定をそのまま書き写したのであり、単に定款変更にかかる決議の要件を定めたに過ぎないことを確認する<sup>53</sup>。そして、1867年法31条の解釈についても、1863年法の立法者の説明と同様に、単に決議要件を定めたに過ぎないものと考えらるべきであるとする<sup>54</sup>。

## ③ソシエテ契約と契約変更にかかる株式総会

それでは、1867年法31条における株主総会権限はいかなるものとなるか。この問題を検討するにあたり Hamer は、(当時の) 民法典1134条によって契約の当事者すべての同意によってのみ、(契約内容である) 定款の内容の変更ができることが原則であること確認する<sup>55</sup>。そのうえで、判例・学説の現状を踏まえて、株主総会の定款変更権限は、契約の

<sup>50</sup> MATHIEU et BOURGUIGNAT, supra note 37, n° 202, p. 178.

<sup>51</sup> HAMER, supra note 48, p. 117.

<sup>52</sup> 《société à responsabilité limitée》は「有限(責任)会社」と訳されるが(山口編・前掲注(3)559頁)、これは1925年3月7日の法律によって導入された同じ表記の制度とは異なる制度である。小倉・前掲注(22)26頁注20を参照。

<sup>53</sup> HAMER, supra note 48, p. 117.

<sup>54</sup> HAMER, supra note 48, p. 118. Hamer は、以上の議論に続いて、パリ控訴院1869年5月20日判決(出典は示されていないが、本文で言及したCA Paris, 20 mai 1869 DP. 1870. II. 12を指すものと考えられる)を検討する。本判決は、会社の解散にかかる株主総会決議の効力が問題となった事案である。控訴院は、株主総会の越権《excès de pouvoir》(山口編・前掲注(3)216頁は《exces de pouvoir》の訳語として、①(行政)越権、②(民訴)権限逸脱(踰越)を掲げる)を理由に決議を無効とした。

<sup>55</sup> HAMER, supra note 48, p. 118.

本質的なものにまでは及ぶものではなく、本質的な部分は尊重しなければならぬと論じる<sup>56</sup>。

問題は、契約の本質的な部分とは一体何を指すのかである。Hamer は、本質的なものとそうでないものとを区別する一般的な方法論を提示することは不可能であるとしながらも、ある程度の解釈の指針を示すことはできると論じる<sup>57</sup>。

Hamer はその解釈の指針を民法典の規定に求める。すなわち、民法典 1108 条は、義務負担《engagement》<sup>58</sup> の内容となるオブジェ《objet》<sup>59</sup> と債務におけるコース《cause》<sup>60</sup> の存在を要求する。Hamer はこれを契約の本質的なものと理解する<sup>61</sup>。そして、ソシエテ契約におけるコースとオブジェは、利益の分配をその契約の内容とすることを規定するソシエテの定義に関する民法典 1832 条が明らかにしていると論じる<sup>62</sup>。

<sup>56</sup> HAMER, supra note 48, p. 118.

<sup>57</sup> HAMER, supra note 48, p. 118.

<sup>58</sup> 《engagement》は「義務」と翻訳することが一般的であるが（山口編・前掲注（3）200 頁参照）、本稿ではフランス民法典旧 1108 条の翻訳に際して「義務負担」という訳語を採用する、森田修「契約法——フランスにおけるコース論の現段階——」岩村正彦＝大村敦志＝齋藤哲志編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021 年）162 頁に依拠した（同論文は《engagement》を「一方的義務負担行為」として把握する）。

<sup>59</sup> 契約法の文脈において、《objet》は「目的」と翻訳されるが（山口編・前掲注（3）393 頁参照）、「訳出し難い概念である」（竹中悟人『契約の成立とコース』（商事法務、2021 年）21 頁注 6）という近時の指摘を踏まえて、本稿は「オブジェ」とカタカナで表記することにした。

<sup>60</sup> 《cause》についても《objet》と同様に、「フランスにおける契約の成立要件として位置づけられるコースは、難解である」（竹中・前掲注（59）1 頁）という指摘、および近時のフランス契約法研究において「コース」という表記が与えられていることに倣い、本稿はカタカナで表記することにした。周知のように、2016 年 2 月 10 日のオルドナンス（Ordonnance n° 2016-131 du 10 févr. 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime general et de la preuve des obligations）によって、コースに関する民法 1108 条は削除され、現行法典の条文には存在しないものとなった（フランソワ・アンセル＝ベネディクト・フォルヴァル＝コソン（齋藤哲志＝中原太郎訳）『フランス新契約法』（有斐閣、2021 年）192-198 頁を参照）。ソシエテ契約におけるコースについても、民法典改正後の意義が問題となる。

<sup>61</sup> HAMER, supra note 48, p. 118.

<sup>62</sup> HAMER, supra note 48, p. 118.

#### ④利益分配に関する内容の変更

以上の理論的検討を踏まえて、パリ控訴院 1875 年 4 月 19 日判決において問題となっている利益分配に関する事項は、民法典 1832 条が規定するように、ソシエテ契約における最も本質的なものであり、それゆえに定款の規定がないにもかかわらず利益の分配に関する優先株式を発行して資本増加を行うという株主総会決議は、無効であると結論づける<sup>63</sup>。

### (3) 小括

Hamer の議論は、ソシエテ・株式会社が契約であるということから出発し、株主総会権限の限界を民法典 1108 条と 1832 条の問題として把握する。そしてその背後に存在するのは、「ソシエテ契約の本質を尊重しなければならない」という規範である。以上のような考え方は、Hamer が参照するように、1867 年法以前の学説において既に示されていた。すなわち、Hamer が「傑出した論稿」と位置付ける 1858 年の Ballot の論文は、ソシエテ契約における債務のオブジェと債務のコースに株主総会の権限制限の根拠を求め<sup>64</sup>、株主総会はソシエテ契約《pacte social》<sup>65</sup>の本質的かつ構造的な条件のすべてを尊重しなければならないと論じている<sup>66</sup>。Hamer の議論は、Ballot の議論と大枠で一致しており、1867 年法以前の議論を基本的に継承するものであるといえる。

## 3 1880 年代の判例・学説の展開

### (1) 契約の本質・基本的条件の重視

Ⅱ・2 でみた 1850 年代以来、判例・学説において共有されてきた「ソシエテ契約の本質を尊重しなければならない」という考え方は<sup>67</sup>、1880 年代の破産院判例においても、表現に幅はあるものの基本的に継承されている<sup>68</sup>。

<sup>63</sup> HAMER, supra note 48, p. 118.

<sup>64</sup> BALLOT, supra note 28, p. 113. Ballot の示す、ソシエテ契約のオブジェとコースの意義を理解するには、当時の契約法における議論を参照しなければならない。今後の検討課題としたい。

<sup>65</sup> 《pacte social》を「ソシエテ契約」として把握することについて、石川・前掲注(1) 149 頁。

<sup>66</sup> BALLOT, supra note 28, p. 118.

<sup>67</sup> CA Paris, 7 août 1880, S. 1881. II. p. 93

たとえば、破毀院民事部 1881 年 6 月 21 日判決<sup>69</sup>は、その本質を変えてしまうようなソシエテ契約の基本的条件の変更には、株主全員の同意が必要であると判示する。また、破毀院予審部 1882 年 3 月 8 日<sup>70</sup>は、ソシエテの基本的条件にまで及ぶ権限は株主総会にはないと判示している。さらに、破毀院民事部 1882 年 12 月 20 日判決<sup>71</sup>は、ソシエテのオブジェと本質に関わる定款変更については、株主全員の同意が必要である旨を判示している。

学説の多数も以上のような裁判例と整合的である。この時代を代表する商法学者である Léon Lyon-Caen は、1867 年法 31 条のもとであっても、(当時の) 民法典 1134 条が絶対的かつ一般的な原則であることを確認する<sup>72</sup>。また、Charle Houpin はより具体的に、それまでの判例・学説の展開を踏まえて、あらかじめ定款において株主総会決議によって変更できる旨を規定していないのならば、資本増加には株主全員の同意が必要である旨を論じている<sup>73</sup>。

## (2) 広範な株主総会権限を肯定する裁判例の登場<sup>74</sup>

他方で、契約法の論理に依拠しながらも、広範な株主総会権限を肯定する裁判例も存在する。パリ控訴院 1884 年 3 月 13 日判決<sup>75</sup>は、定款において明示的に制限していない限り、第三者の権利を害さないという留保のもと、いかなる事項についても株主総会は決議をすることができるとする。パリ控訴院 1885 年 1 月 13 日判決<sup>76</sup>も同様の結論を採用してい

<sup>68</sup> 以下に引用する裁判例は、WAHL, *supra* note 36, pp. 194-195 において言及されているものである。

<sup>69</sup> Cass. civ., 21 juin 1881, S. 1885. I. p. 107.

<sup>70</sup> Cass. req., 8 mars 1882, S. 1882. I. p. 296. 《chambre des requêtes》を「予審部」と把握すべきことについて、滝沢正『フランス法〔第5版〕』（三省堂、2018年）195頁。

<sup>71</sup> Cass. civ., 20 décembre 1882, S. 1883. I. p. 198.

<sup>72</sup> L. LYON-CAEN, Du droit de modifier les statuts des Sociétés par actions et de la limite du pouvoir des Assemblées générales, *Journal des sociétés*, 1880, p. 279.

<sup>73</sup> HOUPIN, *supra* note 36, p. 547.

<sup>74</sup> 以下に言及する2件のパリ控訴院判決については、小倉・前掲注(22)29頁注34が若干の検討を加えている。

<sup>75</sup> CA Paris, 13 mars 1884, *Revue des sociétés*, 1884, p. 359.

<sup>76</sup> CA Paris, 13 janvier 1885, *Revue des sociétés*, 1885, p. 330.

フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説  
る。ここでは、3（1）でみた1880年代の破毀院判例とは、原則と例外が逆転していることがわかる。

#### 4 小括

Ⅱでは、先行研究をアップデートすることを意識しつつ、1804年民法典および1807年商法典の成立から1880年代に至るまでの判例・学説の展開を駆け足でみてきた。この時代は、端的にいえば、契約法の論理に基づいて株主間の利害関係の調整を図ってきたということに尽きる。そしてそのような考え方の基礎はフランス民法典の成立以来、ソシエテ・株式会社が「契約」として規律されてきたということに求められる。この考え方によれば、定款変更は原則として株主全員の同意が必要であるとするのが原則であり、1867年法の株主総会決議による資本多数決でこれを変更するには、その対象をあらかじめ定款で定めておくことが必要となる。

他方で、以上のような伝統的な契約法の論理とは異なる考え方も示されていたことにも注目すべきである。先にみた1867年法の立法者の一人であるMathiueの説明では、その必要性の前に契約法の論理は後退している。また、3（2）でみた2つのパリ控訴院判決は、1880年代の破毀院判例とは異なり、定款で明示的にこれを制限しない限り、いかなる内容の定款変更であっても株主総会権限となる旨を明らかにしており、伝統的な契約法の論理とは異なる考え方であるといえる。

### Ⅲ 契約法の論理の変容：破毀院民事部1892年5月30日判決から1913年法まで

#### 1 本質的基礎理論の確立と変容

##### (1) 序説

Ⅱでみたように、1867年法以降も、契約法の論理に依拠しながら、株主総会決議を通じた株主間の利害調整を図っていた。その一つの到達点として位置づけられるのが、「本質的基礎理論」<sup>77</sup>を確立したといわれる<sup>78</sup>破毀院民事部1892年5月30日判決である。近時の論者である

<sup>77</sup> 《théorie des bases essentielles》については「本質的基礎理論」という訳語が定着している。神田・前掲注(22)108頁、鳥山・前掲注(22)118頁参照。



Champetier de Ribes-Justeau は、本判決を「制度」としてのアプローチへと踏み出した最初の一步を示したものと評価する<sup>79</sup>。以下にみるように、本判決は契約法の論理を基礎としつつも、先にみたパリ控訴院の1880年代の裁判例と同様に、広範な株主総会権限を肯定する<sup>80</sup>。

### 【Ⅲ—1】破毀院民事部 1892年5月30日判決<sup>81</sup>

**【事実】** Y株式会社は、1884年7月25日開催の株主総会において会社資本の減少を決定した。これに伴い株式の消却が必要となり、Y社の既存株主には、保有株式3株につき新株式2株を割り当てることとなった。Y社の定款には会社資本の増加は株主総会決議によって行うことができる旨が規定されていたものの、会社資本の減少については規定されていなかった。もっとも、明示されていない事項の定款変更についても株主総会で決定することができる旨の規定が置かれていた（Y社定款40条）。以上の株式の消却と発行に不満を持ったY社の株主の1人が当該株主総会決議の無効を求めた。原審は、「ソシエテの法的基礎と当初の構造を侵害することはできない」、「生来かつ本質的な条件にかかる根本的な変更は…、すべての当事者の同意がある場合にのみ」変更できるとし、本件資本減少にかかる株主総会決議を無効とした。

**【判旨】** 破毀院は、「ソシエテの本質的基礎を侵害すること」はできないとしながらも、原審とは異なり、少なくとも定款において明示的に制限をしていない限り、株主総会決議による資本減少（にかかる定款変更）を行うことができると結論づけた。

本判決によって確立したといわれる本質的基礎理論は、次のように定式化される<sup>82</sup>。すなわち、①定款変更の権限が付与されている場合には、

<sup>78</sup> BOSVIEX, supra note 35, n° 7, p. 21.

<sup>79</sup> CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, supra note 11, n° 307, p. 223.

<sup>80</sup> 石川・前掲注(12) 37頁は、本判決を「株主総会があらゆる事項につき定款変更できる」という立場を採用した裁判例と理解する。

<sup>81</sup> Cass. civ., 30 mai 1892. S. 1892. I. p. 561, note Ch. LYON-CAEN; D. 1893. I. p. 105, note E. THALLER. 本判決については、山本・前掲注(11) 415頁注3、神田・前掲注(22) 108頁、石川・前掲注(22) 343-344頁、小倉・前掲注(22) 30-31頁参照。

<sup>82</sup> 以下の「本質的基礎理論」の定義は、近時の研究である CHAMPETIER de

株主総会（特別総会）は定款を変更する一般的な権限を行使することができる。しかし、②定款が沈黙している（定款に変更権限に関する規定が置かれていない事項）場合には、問題となっている定款変更が（ソシエテ）契約の本質的基礎《bases essentielles》を侵害するものであれば株主総会決議によって変更することはできない。これは、③民法典が規律する契約法の原則（当時の民法典 1134 条）に基づき、株主全員の同意（一致）がなければ変更することはできない、というものである。

## （２）本質的基礎理論の問題点

破毀院判例において確立した本質的基礎理論は、株式引受け（ソシエテ契約の締結）の際の株主の意図《intention》<sup>83</sup>に着目をする<sup>84</sup>。すなわち、株主は株式引受けに際して資本多数決原則に従うことを受け入れているものの、これは絶対的なものではなく、いくらかの留保があると説明される<sup>85</sup>。本質的基礎理論は、ソシエテ契約の解釈とであるということもできる<sup>86</sup>。

しかしながら、現実的な問題として、株式引受けの際に当事者の意図が明示的に示されるわけではないことから、これはフィクションに過ぎない<sup>87</sup>。それゆえに、ソシエテ契約の本質的基礎に該当するものとそうでないものを区別する基準を確立することも容易ではない<sup>88</sup>。学説においても株主総会権限の限界が検討されたものの<sup>89</sup>、必ずしもこれを明確化するには至らなかった<sup>90</sup>。破毀院民事部 1892 年 5 月 30 日判決とその原判決を比較するとわかるように、両判決とも、ソシエテ契約の本質的

---

RIBES-JUSTEAU, supra note 11, n° 47, p. 41 による。論者によって細部における差異はあるものの、最大公約数的な定義であると考えられる。

<sup>83</sup> 《intention》を「意図」と翻訳することについて、山口編・前掲注（３）298 頁。

<sup>84</sup> DAVID, supra note 38, n° 18, p. 20.

<sup>85</sup> DAVID, supra note 38, n° 18, p. 20.

<sup>86</sup> V. G. BOURCART, De l'influence de la loi du 16 novembre 1903 sur les pouvoirs des assemblées générales extraordinaires pour la modification des status, Journal des sociétés 1912, p. 118.

<sup>87</sup> DAVID, supra note 38, n° 20, p. 23. 龍田・前掲注（22）41 頁も参照。

<sup>88</sup> 龍田・前掲注（22）41 頁、神田・前掲注（22）108 頁を参照。

<sup>89</sup> V. BOURCART, supra note 86.

<sup>90</sup> DAVID, supra note 38, n° 19, p. 22. 龍田・前掲注（22）42-43 頁も参照。

基礎に着目をするという判断枠組みを用いているにもかかわらず、結論において異なるものとなっている<sup>91</sup>。このような判例・学説の状況について、当時を代表する商法学者である Thaller は、実現不可能なことを示す「バベルの塔」に例え、本質的基礎理論を批判している<sup>92</sup>。また、株主の議決権の法的性質について新たな見方を提示し、1920年代以降の議論の基礎を築くことになる René David も、本質的基礎理論を採用した裁判例の判断は必ずしも整合性のとれたものとはいえず、優柔不断なものであった<sup>93</sup>と評価している。

以上のように理論的にも裁判実務上も問題を抱えるものの、株主総会の定款変更権限が明確なものとなったことから新たな理論構成が必要となる 1913 年法の制定まで、本質的基礎理論は、株主総会決議を通じた株主間の利害調整法理として維持されることとなる<sup>94・95</sup>。

### (3) 契約法の論理の変容

#### ① 議決権行使の主観的側面への注目

前述のように、本質的基礎理論はソシエテ契約の解釈の問題<sup>96</sup>として

<sup>91</sup> 龍田・前掲注 (22) 41 頁、神田・前掲注 (22) 108 頁も参照。例外的な裁判例として、[II-1] 判決が挙げられる。本判決は、管理と組織に関する限界を超越するものが本質的基礎にあたり、これについては多数決による定款変更は認められない(全員一致が必要)とする。もっとも、DAVID, supra note 38, n° 19, p. 23 は、本判決の採用した判断枠組みは、あまりにその範囲が限定的であり、その要求に応えるものではなかったと評価している。

<sup>92</sup> THALLER, supra note 81, p. 110.

<sup>93</sup> DAVID, supra note 38, n° 31, p. 35.

<sup>94</sup> 破毀院民事部 1893 年 10 月 31 日判決 (Cass. civ. 31 oct. 1893, S. 1894. I. p. 12)、および、破棄院民事部 1894 年 1 月 29 日判決 (Cass. civ., 29 janvier 1894, S. 94. I. p. 169) において、破毀院民事部 1892 年 5 月 30 日判決とほぼ同じ表現を用いて株主総会決議(定款変更)の適法性・妥当性が判断されている。

<sup>95</sup> 小倉・前掲注 (22) 31 頁は多数の文献を引用した上で、「学説の多数派も上記 1892 年 5 月 30 日の破毀院判決に交代し、定款による授権がなくとも株主特別総会は 1867 年 7 月 24 日の法律 31 条により当然の定款変更決定権限を有するという見解が主流となった」と分析する。

<sup>96</sup> フランス契約法研究によれば、「フランス法は、「意思表示」の解釈という問題領域を知らず、もっぱら「契約」の解釈のみを問題としてきた」(山城一真『契約締結過程における正当な信頼』(有斐閣、2014 年) 22 頁)といわれる。

いとみることができる。したがって、本来であれば、問題となった株主総会決議をめぐる取り巻く会社の状況や決議をおこなった多数派株主（支配株主）の主観的な面は考慮されない、客観的な規律ということになる<sup>97</sup>。

しかしながら、実際の裁判例における本質的基礎理論の運用は、株主総会決議によって追及された目的や動機といった主観的な側面が考慮されたり、ソシエテの利益に適合するか否かが考慮されていると David は指摘する<sup>98</sup>。以下では David が挙げる<sup>99</sup> 3つの控訴院判例をやや詳しくみていく。

### 【Ⅲ—2】リヨン控訴院 1892 年 12 月 30 日判決<sup>100</sup>

**【事実】** 1881 年設立された Y 株式会社では、1882 年に 63,000 フラン、1883 年に 39,000 フランの損失をそれぞれ計上していた。Y 社は 1883 年 8 月 4 日の株主総会決議において新たな資本増加の決定をした。Y 社の定款には、あらかじめ資本増加と減少に関する定款変更について株主総会権限であることが明定されていた。Y 社の株主の 1 人が決議の無効を求めたところ、原審（リヨン商事裁判所 1890 年 1 月 21 日判決：詳細は不明）はこれを認めた。

**【判旨】** 控訴院は、以下のように判断して原判決を取り消した。まず、1867 年 31 条のもと株主総会権限は、定款においてそれを制限していない限り、ソシエテの利益のもと有用であると株主総会が判断するすべての方策にまで及ぶものであり、株主総会権限の唯一の制限は、契約の目的、性質、本質的条件を尊重することであるとする。そのうえで、あらかじめ定款において資本増加・減少の権限を明記していたことに言及をしながら、「株主総会は、ソシエテの利益のもと有益であると判断する方法をとり、その権利の完全さにおいて振る舞った」のであって、その権限を越えたものではなかったとする。結論として株主総会は契約の本質

<sup>97</sup> DAVID, *supra* note 38, n° 31, p. 36（本質的基礎理論と固有権理論を客観的なコンセプトであるとする。同様の整理として（David の分析の枠組みに依拠したものと考えられる）龍田・前掲注（22）40 頁以下を参照。

<sup>98</sup> DAVID, *supra* note 38, n° 29, p. 32. 同様の指摘として、BOSVIEUX, *supra* note 35, n° 54, p. 142.

<sup>99</sup> DAVID, *supra* note 38, n° 38, pp. 32-34.

<sup>100</sup> CA Lyon, 30 décembre 1892, *Journal des sociétés* 1894, p. 17.

の条件を変えてはならず、「ソシエテの利益を保護した」として、本件株主総会決議を有効であると判断した。

本件は、あらかじめ定款の規定によって株主総会の定款変更権限が明確に規定されていたという事案である。先に見た本質的基礎理論の一般的な理解によれば、定款にあらかじめ明示していれば株主総会決議による定款変更には制限はないはずである。しかしながら本判決は、株主総会がその定款変更に関して有用であるか否かを判断した点に言及し、またその利益に適合するか否かを決議の適法性の基準としている点で特徴的である。

### 〔Ⅲ— 3〕 パリ控訴院 1900 年 6 月 13 日判決<sup>101</sup>

**【事実】** Y 社は、定款に記載はなかったものの、株主総会決議によって、将来的な設備投資のための特別の準備金の計上を行っており、利益の分配に関する定款の規定の変更を行なった。原審（セヌヌ商事裁判所 1900 年 3 月 22 日判決<sup>102</sup>）は、利益の分配に関する定款規定は、会社の本質的基礎を構成するものであることから、株主全員の一致が必要であるとして、当該株主総会決議を無効とした。

**【判旨】** パリ控訴院は、「特別の準備金は出費の見通しに備えることを目的としていた」とする。そのうえで本件準備金の計上はソシエテの本質に抵触する変更ではないとして、当該株主総会決議の有効であるとした。

本判決は、定款に記載のない準備金の積み立てに関する株主総会決議について、その目的が正当なものと評価し、適法なものと結論づけている。

### 〔Ⅲ— 4〕 レンヌ控訴院 1912 年 7 月 3 日判決<sup>103</sup>

**【事実】** Y 社は 1910 年 4 月 6 日の株主総会決議によって、資本を償還し

---

<sup>101</sup> CA Paris, 13 juin 1900. Journal des sociétés 1901. p. 351.

<sup>102</sup> Trib. com. Seine, 22 mars 1900, Journal des sociétés 1901. p. 119.

<sup>103</sup> CA Renne 3 juillet 1912, Journal des sociétés 1913, p. 18. 本件では、複数の定款変更にかかる株主総会決議の内容が問題提起されているが、本稿では、David が注目をする資本増加にかかる事実関係と裁判所の判断のみを取り上げる。

フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説

て減少するとともに、1株あたり25フランで500株の新株の発行を決議した。Y社の定款には、1867年法31条の要件のもと、必要に応じて株主総会決議によって資本を増加することができる旨の規定があった。原審（ナント商事裁判所1911年10月18日判決）<sup>104</sup>は、何ら資本増加を正当化する事情はないとして、資本増加にかかる株主総会決議を無効とした。

**【判旨】**控訴院は、ソシエテの「コース、本質、そしてオブジェに対するいかなる侵害をももたらさないということのみ」が1867年法31条における株主総会権限の制限になるという一般論を示す。そのうえで、資本増加にかかる株主総会決議については、資本増加はより多くの者を加入させる可能なものとするなどの利点が存在し、既存の株主の利益にも資することになるとして有効であるとした。

Davidは本判決の示した判断基準に注目する。本判決は「本質的基礎を尊重しなければならない」という契約法の原則に依拠する伝統的なアプローチを維持しながらも、定款変更を含む株主総会決議に基づく会社の行為の妥当性を、その利益に適合するか否かという観点から審査しているといえる<sup>105</sup>。

以上のほか、Davidは引用していないものの、破毀院予審部1896年12月29日判決<sup>106</sup>も上記の破毀院判例と軌を一にする裁判例と見ることができる。本判決は、アソシエ間の平等という「本質的基礎を尊重しなければならない」ことを示したうえで、問題となった資本減少に関する定款変更決議について、その目的は既に払込みのなされた株式の保有者からその権利を収奪することであったとして、当該株主総会決議を無効としている。

## ②権限濫用法理の萌芽

株主総会の定款変更権限を明確なものとした1913年法によって、株主総会決議を通じた株主間の利害調整法理として、本質的基礎理論に代

<sup>104</sup> Trib. com. Nantes, 18 octobre 1911, Journal des sociétés, 1913, p. 26.

<sup>105</sup> DAVID, supra note 38, n° 29, p. 34.

<sup>106</sup> Cass. req., 29 décembre 1896, Journal des sociétés, 1897, p. 110.

わる新たな法律構成が必要となった<sup>107</sup>。1920年代以降、民法学における権利濫用法理<sup>108</sup>と行政法学における権限濫用法理を取り込みながら、破毀院商事部 1961年4月18日判決<sup>109</sup>を1つの到達点とする資本多数決濫用法理を確立していくことになる<sup>110</sup>。

現在の多数説によれば、フランス法における資本多数決濫用法理は、行政法学において生成・発展してきた権限濫用法理と近接する法理であると理解されている<sup>111</sup>。すなわち、権限濫用法理は、「行政が法により定められた目的以外の目的を追求し、委ねられた権限をその法定目的 (fin légale) から逸脱 (détourner) させる場合、その行為は「権限濫用」 (détournement de pouvoir) の瑕疵を帯びている」<sup>112</sup>と説明され、取消訴訟における取消事由の一つとして位置付けられる。「権限濫用は行為者の意図の確信にまで判断が及ぶ」<sup>113</sup>ものであり、組織・団体としての行政庁の主観的な側面に着目をするアプローチということになる。

ベルギーの商法学者 Pierre Coppens は、本質的基礎理論に依拠する1913年法以前の裁判例であるパリ控訴院 1901年10月31日判決<sup>114</sup>およびパリ控訴院 1911年2月16日判決<sup>115</sup>について、権限濫用法理の論理によって株主間の利害調整を図ったと指摘する<sup>116</sup>。これは本質的基礎理論

<sup>107</sup> DAVID, supra note 38 は、そのような問題意識から検討されたテーゼである。V. DAVID, supra note 38, n° 27, p. 29.

<sup>108</sup> よく知られているように、19世紀末から20世紀前半は当時を代表する民法学者によって活発な議論が展開された。この時期のフランス法における権利濫用法理をめぐる議論について、末川博「フランスにおける権利濫用理論」同『権利濫用の研究』(岩波書店、1949年)115頁以下を参照。

<sup>109</sup> Cass. com., 18 avril 1961, préc.

<sup>110</sup> このような1920年代以降の判例・学説の展開に大きな影響を及ぼしたと考えられるのが、David, supra note 38 et R. DAVID, Le caractère social du droit de vote, Journal des sociétés 1929, p. 401 et s. である。

<sup>111</sup> V. P. LEDOUX, Le droit de vote des actionnaires, LGDJ, 2002, n° 183, p. 162; E. GUÉGAN, Les nullités des décisions sociales, Dalloz, 2020, n° 225-227, pp. 206-211.

<sup>112</sup> J・リヴェロ(兼子仁=磯部力=小早川光郎編訳)『フランス行政法』(東京大学出版会、1982年)276頁。

<sup>113</sup> J・リヴェロ・前掲注(112)276頁。

<sup>114</sup> CA Paris, 31 octobre 1901, Journal des sociétés, 1902, p. 207.

<sup>115</sup> CA Paris, 16 février 1911, Journal des sociétés, 1911, p. 274.

<sup>116</sup> P. COPPENS, L'abus de majorité dans les sociétés anonymes, Gembloux, 1947, n°

フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説に依拠しながらも、株主総会を通じて追求された目的や動機といった主観的な側面にも注目がなされていることを指摘した David と軌を一にする指摘であるといえる。

## 2 Thaller の株主総会理論<sup>117</sup>

### (1) 序説

契約法の論理（本質的基礎理論）に依拠しつつも、組織体としての株主総会権限の限界をその動機や目的といった主観的な側面に着目をする破毀院民事部 1892 年 5 月 30 日判決以降の判例法理の展開に影響を与えたと考えられるのが、「この時代の偉大な商法学者」<sup>118</sup>と評される Thaller の議論である。

Thaller は、先にみた破毀院民事部 1892 年 5 月 30 日判決の評釈において、ドイツ法学説において展開された《*Sonderrechte*》の議論を参照し、固有権理論《*théorie droits propres*》<sup>119</sup>を提唱したことでよく知られている<sup>120</sup>。固有権理論は、本質的基礎理論に対抗する理論構成（有力説）として位置付けられてきた<sup>121</sup>。しかし、「組織体としての株主総会」の理論的基礎の変容を検討する本稿の問題意識から、Thaller の議論において筆者がより重要であると考えるのは、固有権理論の前提として展開された、新たな株主総会理論<sup>122</sup>である。理念的・抽象的であるがゆえにそ

---

33, p. 57.

<sup>117</sup> 固有権理論の前提となる Thaller の株主総会理論については、豊崎・前掲注 (22) 331 頁、山本・前掲注 (11) 419 頁、石川・前掲注 (12) 37 頁が若干の言及をしている。本文において述べたように、筆者は固有権理論よりもむしろ、Thaller の株主総会理論が重要であると考えている。

<sup>118</sup> この表現は山本・前掲注 (11) 414 頁による。

<sup>119</sup> 「固有権」という訳語が定着している。豊崎・前掲注 (22) 335 頁、龍田・前掲注 (22) 43 頁、神田・前掲注 (22) 109 頁、石川・前掲注 (12) 37 頁参照。

<sup>120</sup> Thaller の固有権理論については、V. DAVID, *supra* note 38, n° 20, p. 25; BOSVIEUX, *supra* note 35, n° 7, p. 18; COPPENS, *supra* note 116, n° 34, pp. 58-59. また、邦語による紹介として、豊崎・前掲注 (22) 335 頁、龍田・前掲注 (22) 43 頁、神田・前掲注 (22) 109 頁を参照。

<sup>121</sup> V. DAVID, *supra* note 38, n° 21, p. 25; BOSVIEUX, *supra* note 35, n° 7, pp. 17-22; COPPENS, *supra* note 116, n° 34, p. 58-59.

<sup>122</sup> 以下の記述は、THALLER, *supra* note 81 における議論を紹介・検討する BOSVIEUX, *supra* note 35, n° 7, p. 18 の議論に依拠している。また、Thaller の株



の議論は難解であるが、Thaller の議論を要約するならば、株主総会に組織体・団体としての法的性質を見出す議論であると位置付けることができる。

## (2) 団体・組織体としての株主総会

Thaller は、法人格《personnalité》の概念を、会社の外部へむけたもの《extérieure》だけでなく、会社の内部のもの《interne》——株主総会のことを意味する——<sup>123</sup>が存在するという新たな見方を提示する<sup>124</sup>。Thaller は、この会社内部における法人格を観念することによって、株主総会を契約の当事者である株主による単なる結合体として捉えるのではなく<sup>125</sup>、1つの団体・会議体としての性質を見出すのである。

以上の基本的な考え方を前提に Thaller は、株主総会を団体における利益を調整する法人の精神を形成するものと位置付ける<sup>126</sup>。これは、団体における「最高意思の道具」<sup>127</sup>と言い換えられている。

Thaller によれば、組織体・団体としての株主総会が形成されると、株主の個性は消滅し、株主はその集団《collège》の中に吸収される<sup>128</sup>。そして、以上のような組織体・団体としての性質を有する株主総会は、「その自律のもと、その歩みと将来に関係する様々な決定をなす」<sup>129</sup>ことができる。以上の Thaller の考え方は、「定款を変更すること、それは契約を破壊することではなく、組織を完全体にするものである」<sup>130</sup>として、

---

主総会理論および会社法理論については、商業出版されたものではなく、引用されることもほとんどないが、J. MAGDWIELAINE, *Des assemblées d'actionnaires dans les sociétés anonymes*, thèse Dijon, 1903, pp. 15 et s. が詳細な検討を加えている。

<sup>123</sup> V. THALLER, *supra* note 81, p. 107. この点について V. BOSVIEUX, *supra* note 35, n° 7, p. 18.

<sup>124</sup> THALLER, *supra* note 81, p. 107. 《personnalité》を「法人格」として把握すべきことについて、山口編・前掲注(3) 429頁。

<sup>125</sup> BOSVIEUX, *supra* note 35 n° 7, p. 18.

<sup>126</sup> THALLER, *supra* note 81, p. 108.

<sup>127</sup> THALLER, *supra* note 81, p. 108.

<sup>128</sup> THALLER, *supra* note 81, p. 108.

<sup>129</sup> THALLER, *supra* note 81, p. 108.

<sup>130</sup> E. THALLER, *Traité élémentaire de droit commercial* 3<sup>e</sup> éd., Rousseau, 1904, n° 690, p. 370.

フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説  
その体系書においてより明確に示されている。

### (3) 固有権理論

Thaller の固有権理論は、株主総会を団体・組織体として捉える以上の考え方を基礎とする。すなわち、団体・組織体として観念される株主総会は、1867 年法 31 条のもと、定款変更ができることが原則となる<sup>131</sup>。しかしながら、これは無制限な株主総会の権限を肯定することを意味しない。株主には、株主総会決議によっても奪うことのできない不可侵な権利である固有権《droit propre》が存在する<sup>132</sup>。株主は株式の引き受け契約に際して基本的に同意しているものの、いくらかの領域については別であり、これは株主に留保されているとする<sup>133</sup>。

### (4) 小括

Thaller の固有権理論は大きな影響力をもち、まもなくこれに賛同する論者が現れている<sup>134</sup>。Thaller 以降、多くの論者が株主総会決議によっても奪うことのできない株主の「固有権」とは何かを議論し、自らの立場を表明している<sup>135</sup>。1913 年法までのフランス法学説における支配的な見解となったという評価もある<sup>136</sup>。もっとも、Thaller の株主総会理論は、伝統的な契約法の論理とは一線を画すものではものの、完全に放棄されたわけではない。株主の固有権は株式引受契約を根拠とするものである<sup>137</sup>。

<sup>131</sup> THALLER, supra note 81, p. 108; THALLER, supra note 130, n° 690, pp. 369-370.

<sup>132</sup> THALLER, supra note 81, p. 113. Thaller は、①「適法な会社と共に取り扱う権利」、②「ソシエテから排除されない権利」、③「株式の額面価額を限度にリスクが制限される権利」、④「その証券を所持または譲渡する権利」の 4 つの権利を、株主総会決議によっても奪うことのできない固有権であるとする（以上の引用は、Thaller の示した固有権を説明する神田・前掲注 (22) 109 頁による）。もっとも、なぜ以上の 4 つの権利が株主の固有権であるのかという点については、Thaller においても必ずしも明示的に議論されているわけではない。

<sup>133</sup> THALLER, supra note 81 p. 113.

<sup>134</sup> Thaller の議論の影響について、V. COPPENS, supra note 116, n° 34, p. 58.

<sup>135</sup> Thaller 以降の学説について、V. DAVID, supra note 38, n° 21, p. 25-26; COPPENS, supra note 116, n° 34-36, pp. 58-61.

<sup>136</sup> COPPENS, supra note 116, n° 34, p. 58.

<sup>137</sup> THALLER, supra note 81, p. 113. 固有権理論の理論的根拠について、V. DAVID,

## 3 小括

Ⅲでは、1880年代までに学説・裁判例において確立した契約法の論理が徐々に変容していく過程をみてきた。

かつて山本佳一は「第三共和政の進行に伴い、株式会社の資本機構が膨大化し、経営組織が複雑化するにつれて、契約的見解は、次第にその用をなさないものとなった。契約的見解は、修正ないし否定の傾向を示さざるを得ない」<sup>138</sup>と論じている。破毀院民事部 1892年5月30日判決によって、契約法の論理に依拠しながらも、株主総会権限が広く肯定されるに至ったことには、山本の指摘するような背景が存在すると考えられる。もっとも、裁判所は、株主総会の権限を無制限に認めているわけではない。破毀院民事部 1892年判決以降の裁判例では、株主が議決権を行使する際の動機や目的といった事情を考慮することによって、濫用的な株主総会権限の行使に歯止めがかけられていたとすることができる。1913年法によって株主総会の定款変更権限が明確なものとなり、1920年代以降は株主の議決権行使の濫用の問題として把握されるようになるが、その基礎は1913年法以前に見出すことができるといえる。

また、Thallerの示した団体・組織体として株主総会を把握する考え方は、株主総会の広範な権限を理論的に基礎付けるとともに、団体・組織体の利益（ソシエテの利益）に株主総会決議（による定款変更）が適合するか否かを裁判所が審査するという、本質的基礎理論の実務的な運用を後押しすることになったといえる。

## IV まとめ

記述の重複するところもあるが、最後に本稿の検討をまとめておく。

---

supra note 38, n° 21, p. 25; BOSVIEUX, supra note 35, n° 7, pp. 17-19.

固有権理論は1913年法以降も学説において議論されていくことになる（神田・前掲注（22）113頁参照。フランスにおける代表的な検討として、J. DU GARREAU DE LA MÉCHENIE, *Les droits propres de l'actionnaire*, Sirey, 1937）。

<sup>138</sup> 山本・前掲注（11）417頁。山本は、このような分析に至ったのはGeorges Ripertの議論が大きいと述べている。山本が依拠したと考えられる、G. RIPERT, *Aspects juridiques du capitalisme moderne*, 2<sup>e</sup> éd., LGDJ, 1951は、組織体としての株主総会の理論的基礎に着目する、本稿の問題意識からも重要である（山本・前掲注（11）421-422頁）。Ripertの議論は今後の検討課題としたい。

1804年のフランス民法典の制定以来、ソシエテは契約の一つとして位置付けられてきた。株式会社についても契約としての法的性質が認められる。株式会社の構成員（契約の当事者）である株主から構成される「組織体としての株主総会」をめぐる問題についても、契約法の論理に依拠しながら利害調整を図ってきた。以上のアプローチは1850年代には確立し、1880年代まで継承されていったとすることができる。

もっとも、伝統的なアプローチによる株主間の利害調整は、株式会社の規模が大きくなっていった19世紀末には維持することが難しくなっていた。伝統的な契約法の論理に依拠しながらも株主総会の広範な権限を肯定した破毀院民事部1892年5月30日判決以降、その論理は変容していくことになる。特に、ドイツ法学に影響を受けたThallerによって、新たな株主総会理論が展開されたことが重要であった。Thallerによれば、株主総会は、団体・組織体としての利益を実現するための機関と位置付けられる。Thallerの議論を契機として、ソシエテの利益に適合するか否かをもって株主総会決議（に基づく会社の行為）の妥当性を審査する裁判例がみられるようになる。また、契約法の論理（本質的基礎理論）に依拠しながらも、議決権を行使する株主の主観的な面に言及し、これを考慮する裁判例もみられるようになる。1913年法以降に展開されることになる、①株主総会決議の内容がソシエテの利益へ適合するか否かを問題とし、②株主の議決権の行使の主観的な面に着目する、現在の資本多数決濫用をめぐる議論（判例法理）の理論的基礎は、1913年法以前である破毀院民事部1892年5月30日判決以降の判例・学説に見出すことができるのである。

本稿は冒頭に述べたように、1913年法以降のフランス法における資本多数決濫用の問題（株主の議決権行使の限界）を検討するための予備的研究と位置づけられる。本稿の検討を踏まえて、1913年法以降の学説・判例の展開を検討することが今後の課題となる。

本研究は令和3年度北海学園学術研究助成金による成果である。



## **La organisation de l'assemblée générale des actionnaire en droit français**

Takuya HORII

Cet article examine la organisation de l'assemblée générale des actionnaire et le pouvoir de la majorité dans les sociétés anonymes en droit français de la loi du 24 juillet 1867 jusqu'à la loi du 22 novembre 1913.

(1) À partir de la loi du 24 juillet 1867, les jurisprudences et les doctrines ont adoptés la logique contractuelle pour protéger les minorité dans l'abus de majorité. C'est une approche traditionnel.

(2) Mais, après une décision de la Chambre civil de Cour de cassation du 30 mai 1892, les juges ont considérés des mobiles de la majorité des actionnaires. La doctrine de Thaller, qui été inspirée des droit allemands, a exprimé la conception nouvelle de l'assemblée d'actionnaire. La thèse de Thaller a eu une influence sur les jurisprudence dans l'abus de majorité.

En résumé, la organisation de l'assemblée générale des actionnaire ont change de la logique contractuelle à la logique institutionnelle.

